

2023年10月27日改定

新	旧
<p>第10条(海外利用)</p> <p>1. 略</p> <p>2. 略</p> <p>3. 略</p> <p>4. 第2項の場合において、当社が、暫定支払手続きまたは売買取引等債務の弁済を完了した後に、加盟店等からデビットサービスの利用に係る取引情報の通知、売上確定通知または売買取引等を取り消す旨の通知を受けた場合、当社は、当該取消しに係る取引額を外国通貨から日本円に換算の上、会員に返還するものとします。この場合、外国通貨から日本円への換算には、国際提携組織が当該取消しにあたり適用した交換レートに海外利用に伴う諸事務処理など所定の費用を加算したレートが適用されるものとします。なお、当該レートの変動により、取り消された暫定支払い手続きによる引落額との差額が生じ、返還金が引落額に満たない場合であっても、当該差額は会員が負担するものとします</p> <p>5. 第3項の場合において、当社が、暫定支払手続きまたは売買取引等債務の弁済を完了した後に、加盟店等からデビットサービスの利用に係る取引情報の通知、売上確定通知または売買取引等を取り消す旨の通知を受けた場合、当該取消しに係る取引額を外国通貨で会員に返還するものとします。この場合、会員が当社に支払った海外利用に伴う諸事務処理など所定の費用は返還されないものとします。なお、代表口座外貨普通預金の残高が取引額に満たないことにより代表口座円普通預金が選択されたものと同様に取り扱った場合であって、取消しに当たって加盟店等から当社に対し当該売買取引等に係る承認番号等の通知がされたときは、当社は、本項の定めにかかわらず、前項を適用し、当該取消しに係る取引額を外国通貨から日本円に換算の上、会員に返還するものとします。</p>	<p>第10条(海外利用)</p> <p>1. 略</p> <p>2. 略</p> <p>3. 略</p> <p>4. 第2項の場合において、当社が、暫定支払手続きまたは売買取引等債務の弁済を完了した後に、加盟店等からデビットサービスの利用に係る取引情報の通知、売上確定通知または売買取引等を取り消す旨の通知を受けた場合、当社は、当該取消しに係る取引額を外国通貨から日本円に換算の上、会員に返還するものとします。この場合、外国通貨から日本円への換算には、国際提携組織が当該取消しにあたり適用した交換レートに海外利用に伴う諸事務処理など所定の費用を加算したレートが適用されるものとします。なお、当該レートの変動により、取り消された暫定支払い手続きによる引落額との差額が生じ、返還金が引落額に満たない場合であっても、当該差額は会員が負担するものとします。</p> <p>5. 第3項の場合において、当社が、暫定支払手続きまたは売買取引等債務の弁済を完了した後に、加盟店等からデビットサービスの利用に係る取引情報の通知、売上確定通知または売買取引等を取り消す旨の通知を受けた場合、当該取消しに係る取引額を外国通貨で会員に返還するものとします。この場合、会員が当社に支払った海外利用に伴う諸事務処理など所定の費用は返還されないものとします。</p>